

女子差別撤廃委員会への追加的情報の提供について

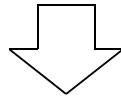
平成 24 年 9 月 13 日
法 務 省

2011年11月に女子差別撤廃委員会から示された見解では、民法改正案の採択について講じた措置について、1年以内に追加的情報を提供するよう勧告されている。

【委員会からの勧告事項】

委員会は日本政府に対し、1年以内に以下の追加的情報を提供するよう、勧告する。

- a) 男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女子差別撤廃条約第16条1(g)の規定に沿って夫婦に氏の選択を認めること、嫡出である子と嫡出でない子の相続分を同等化することを内容とする民法改正案の採択について講じた措置
- b) 女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備及び採択について講じた措置



- 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化及び女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法及び戸籍法の改正については、政府部内及び国民の間に様々な意見があるため、前回の報告後も法律案を提出するには至っていない（別添資料参照）。
- 選択的夫婦別氏制度の意義についてホームページを通じた広報等を継続して実施。また、平成8年に法制審議会が答申した民法改正案要綱（婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化及び女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とするもの）やそれをもとに平成22年に準備した民法及び戸籍法の一部を改正する法律案について、その資料をホームページで継続して公表。
- なお、平成23年民法改正において、父母が離婚をする場合に子の監護について定めるべき事項として、親子の面会交流及び監護費用（養育費）の分担を明示（第76条）。これは平成22年に準備した民法及び戸籍法の一部を改正する法律案の一部でもあったもの。家族法に関する関心を高め、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正に関する議論を活性化する契機となることを期待。

民法及び戸籍法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

最近の家族をめぐる状況の変化にかんがみ、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化、女性の婚姻適齢の引上げ等の措置を講ずる。

法律案の具体的内容

選択的夫婦別氏制度の導入

- 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、①夫若しくは妻の氏を称し（同氏夫婦）又は②各自の婚姻前の氏を称する（別氏夫婦）とする選択的夫婦別氏制度を導入
- 子（兄弟姉妹）の氏は統一
- 別氏（同氏）を選択後に同氏（別氏）への転換は不可
- 現在の同氏夫婦も法律施行後1年以内であれば、配偶者との合意に基づき、別氏に転換可

嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化

相続人に嫡出である子と嫡出でない子がある場合のそれぞれの相続分を同一に

女性の婚姻適齢の引上げ

女性の婚姻適齢を現行の16歳から18歳に引上げ

その他

再婚禁止期間の短縮、夫婦間の契約取消権の規定の削除並びに子の監護に関する事項の定め、財産分与、裁判上の離婚及び失踪宣告による婚姻の解消についての規定の整備を行うほか、その他戸籍の取扱いについて所要の改正を行う。